

75歳からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

7月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。
- 対象者 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和8年3月31日時点で75歳から80歳の方
- 送付スケジュール 7月下旬発送
- 受診期間 8月1日～11月20日まで
- 受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料 ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



医療費のお知らせについて

医療費のお知らせを後期高齢者医療広域連合から送付します

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆さまの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。医療費のお知らせと照らし合わせてご確認いただく意味合いで、領収証は廃棄せずに保管しておいてください。

また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することもできます。詳しくは税務署にお問い合わせください。

医療費のお知らせを不要とされる方は、ご連絡ください。

○送付予定時期

- ・令和7年10月～12月診療分……………令和8年7月下旬送付予定
- ・令和8年1月～9月診療分……………令和9年1月下旬送付予定

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限ります。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。



あんま・マッサージの施術の保険給付申請について



筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あんま・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、保険の対象となります。単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は全額自己負担になります。

『療養費支給申請書』は、整骨院・接骨院が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

問い合わせ先

- ・三重県後期高齢者医療広域連合事業課
- 資格保険料グループ TEL 059-221-6883 給付健康グループ TEL 059-221-6884
- ・保険福祉課 TEL 377-5659